

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日
に当
る日
が休
むと
する)

目 次

◇ 告 示 県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）

土地改良法による換地計画の決定（二件）（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）

土地改良事業の換地計画の認可申請の適否の決定（〃）

保安林の指定の解除（造林課）

都市計画の変更に係る図書の縦覧（都市計画課）

収入証紙の小売りさばき人の住所の変更（会計課）

◇ 公 告 行政書士試験の合格者（地方課）

◇ 正 誤 平成四年一月七日付鳥取県告示第四号中訂正

告 示

鳥取県告示第十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業四ヶ村堰地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二十八工区の換地

計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大伊地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第十八号

羽合町が行う土地改良事業（構造政策推進モデル集落整備事業上浅津地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十九号

佐治村が行う土地改良事業に係る上佐治（尾際）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成四年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字法勝寺字大谷山九〇四の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成四年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 三・四・八号宮下十六本松線及び三・五・六号大工町土居叶線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 三・四・八号宮下十六本松線
変更する部分
鳥取市南吉方一丁目、富安一丁目及び富安二丁目

2 三・五・六号大工町土居叶線
変更する部分
鳥取市富安二丁目

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇
鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二十二号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成四年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

小売りさばき人の住所及び名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
倉吉市清谷 倉吉警察署内 倉吉地区交通安全協会	売りさばき場所	倉吉市住吉町 七七一	倉吉市清谷 倉吉警察署内	平成三年十一月二十五日

公 告

平成 3 年 10 月 27 日に実施した平成 3 年度行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

平成 4 年 1 月 17 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

津井	美芳	橋本	江原	常	夫
井上	茶保子	田中	野田	誠	一
古川	まや子	谷	上村	隆	男
渡邊	俊裕	奥			

正 誤

平成四年一月七日付鳥取県告示第四号（入会林野整備計画の適否の決定について）中次の箇所にて誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
二	下	五	廣谷繁蔵	廣谷繁蔵
”	”	六	平成四年一月六日	平成三年十二月十六日
”	”	十五	四十日間	三十二日間